

Title	解題 裁判員制度の理論的検証にあたって：始動とその課題
Sub Title	
Author	安富, 潔(Yasutomi, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.5 (2010. 5) ,p.91- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二一年慶應法学会シンポジウム 裁判員制度の理論的検証
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100528-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事・平成二一年度慶應法学会シンポジウム

裁判員制度の理論的検証

解題

裁判員制度の理論的検証にあたって——始動とその課題

法務研究科教授 安 富 潔

裁判員裁判は、司法制度改革の一環として本年（二〇〇九年）五月二一日からスタートすることになり、八月三日に東京で第一号事件の公判が開かれており、今日までで約八〇件近くの裁判員裁判がすでに行われたと聞いております（シンポジウム当時。平成二二年一月末までで一四二件の裁判員裁判が実施されている）。

日本では市民、国民が刑事裁判に参加するのはこれが初めてではなくて、すでに陪審法（大正二二年四月

一八日法律第五〇号）という法律が施行されていたわけですが、どういう理由でかは必ずしも明らかではありませんが、陪審法ノ停止ニ関スル法律（昭和一八年四月一日法律第八八号）により一九四三年に停止され、今日までそのままの状態が続いています。

そういう中で、市民が刑事裁判に参加するという、新たな制度設計の下で裁判員裁判制度がつくられ、そして本年スタートしたということになります。この裁

判員裁判についてどのようなように評価するかは、まだその数も多くはありませんので、なかなか難しいかと思っ
ているところです。しかし、始まる前は消極的な意見
もかなり見られたのですが、いざ始まってみますと、
多くの裁判員の方々がマスコミなどにおいていろいろ
な感想などを述べ、個人的には、うまくスタートした
のではないかという印象を持っている次第です。しか
し、滑り出しという意味では順調かとも思うのですが、
さまざまな課題もその中には浮かび上がってきている
と思います。

特に、今まで行われた裁判員裁判は、いずれも被告
人が犯罪事実を認めている事件ばかりで、量刑におい
て市民の皆さんの感覚が反映されているというもので
す。ただ従前、刑事裁判の量刑では「八掛け」といい
まして、検察官の求刑に対して八割の刑が下されると
いうのが一般的でしたが、この八〇件近くのものを見
ておきますと、従前よりかなり量刑が重いものもあり
ますし、あるいはまた逆に、介護にかかわるような事
件などでは執行猶予が付いたり、また保護観察付き執
行猶予で立ち直りを期待する（しかしそれはただ社会
の中で自らが立ち直るといふよりも、ある程度の社会の介

入を前提として立ち直ってもらうことを期待して、保護観
察を付けている）というものもあります。しかしなが
ら後者では、残念なことに、保護観察が付されたもの
の、その判決後に逃走して行方不明になってしまい、
新たな罪で有罪判決を受けた事例もあり、いろいろ運
用していく上では課題も多いかとも思うわけです。

特に、これから大きな課題になってくるだろうと推
測できるのは、死刑求刑事件です。これはまだ一件も
ありません。そういう意味で、市民の皆さんが死刑事
件に向き合って、どのように判断されるのかというこ
とは、刑事裁判実務上は大きな課題になってくるだろ
うと思います。

またいわゆる大型の否認事件、たくさんの犯罪を犯
して、それをすべて否認するという事件は、今までも
多くありました。一〇年近くかかった裁判もありまし
たが、それが今後裁判員裁判でどのように進められて
いくのかということも一つの課題になろうかと思いま
す。

それから法律上の問題としては、責任能力の認定な
どという非常に難しい問題などもあります。これも鑑
定をどのようにするのか、その専門的、医学的な見地、

精神医学的な見地からの判断を、どのように市民が裁判員として判断することが可能なか、ということも課題になろうかと思えます。

それだけでなく、立法政策の観点から、あるいはポスト・リベラル・デモクラシーという観点から本日お話をいただきますが、いわば裁判員についての哲学的な問いましようか、どういった基本的な考え方が裁判の根底に動いてくるのかという非常に難しい問題も、そこにはあろうかとも思うわけです。

いずれにしても、そういうさまざまな課題を抱えつつも、裁判員裁判が始まり、真剣に取り組んでいただいている多くの市民の皆様方の姿を拝見すると、やはり日本はまじめな国だとも思いますし、そういう人々を中心として、司法も大きくチェンジするという印象も持っているところですよ。

そんなことで、今日はお三方に、各二〇分のご報告をいただきたいと思います。まず、信州大学全学教育機構の准教授（現・駒澤大学法学部准教授）でいらつしやいます柳瀬先生から、「裁判員裁判は、『民主的司法のディレンマ』問題をいかに克服したのか」というテーマでご報告をいただきます。柳瀬先生は『裁判員制

度の立法学』（日本評論社）という本をお書きになつていらつしやいますので、ぜひ皆さんもご参照いただけるとよいかと思えます。

それから続きまして井田教授からは、「なぜ何のための裁判員制度か」というテーマでお話をいただきます。井田教授は最高裁判所が設けた、裁判員制度の広報の在り方という委員会のお務めですので、そういう意味でも非常に造詣の深いところです。

また、最後に萩原教授から、「裁判員制度と民主主義」というテーマ、これは先ほど申し上げたような、ポスト・リベラル・デモクラシーの立場からのお話を頂戴します。そこで一五分程度休憩を取らせていただいて、その後大沢教授と三上教授から、約五分ずつコメントを戴き、その後、フロアの皆様方との間での討論をさせていただきたいと思っております。